

後期高齢者医療制度保険料額決定通知書などを送付します

◎保険料の納付通知書などの送付時期

保険料は徳島県後期高齢者医療広域連合で決定し、毎年8月上旬に保険料額決定通知書や納付通知書を送付します。

◎平成30年度後期高齢者医療制度保険料の保険料率

区分	保険料の計算方法
所得割額	(前年中の総所得金額等－33万円) × 所得割率 10.34%
均等割額	52,913円 (被保険者全員が負担)

※賦課限度額は62万円です。

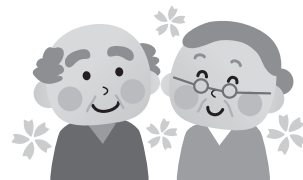
【後期高齢者医療制度保険料の納付方法】

普通徴収 納付通知書または口座振替による納付(特別徴収以外の方が対象。年度途中で75歳になる方、市外から転入された方なども一時普通徴収になります。)

特別徴収 年金天引き(年金額が年間18万円以上の方が対象となります。なお、年金天引きされる介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は普通徴収となります。)

【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当(市役所1階) ☎ 32・3845 / FAX 33・3401
Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp



ごみの不法投棄は犯罪です！

不法投棄とは、廃棄物(ごみ)を適正に処理せず、みだりに道路や河川、空き地などに捨てる行為のことです。不法投棄は、自然環境やまちの景観を損なうだけでなく、そのまま放置しておくことさらなる不法投棄を誘発する恐れや、水質・土壌汚染など環境への悪影響を及ぼす要因となります。

小松島市の景観を守るため、一人ひとりが「不法投棄はしない」「不法投棄を許さない」という意識を持ちましょう。

不法投棄には罰則があります！

不法投棄をした者には、5年以下の懲役若しくは1千万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金、またはその両方の刑罰が科せられます。

不法投棄をなくすには？

自分の所有地・管理地に不法投棄されたときは、捨てた者が特定できない場合、原則としてその廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。

定期的に草刈を行ったり、みだりに人が立ち入れないように柵を設置するなど、自分の土地を適正に管理して、ごみを捨てられない環境づくりに努めましょう。

不法投棄物を見つけたら？

不法投棄物を発見した場合は、わかる範囲でかまいませんので、場所、投棄物の種類や量などについて、警察署若しくは市民生活課まで連絡してください。また、不法投棄された廃棄物は現状のままにしておいてください。

【お問い合わせ先】

市民生活課環境企画・公害担当
(市役所1階②番窓口)

☎32・2147 / FAX 33・2234

Mail:seikatsukankyo@city.komatsushima.i-tokushima.jp

